

建設工事における社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

(よくある質問・受注者向け)

Q 1. 社会保険等とは何か。

A. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

Q 2. 社会保険等の適用除外とは、どのような場合か。

A. 雇用保険については、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は、適用除外となります。

また、健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主は適用除外になります。

健康保険については、法人や常時雇用の従業員が5人以上の個人事業主であっても、適用除外の承認を受け、国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、適切な保険として扱われ、適用除外になります。

なお、社会保険等において、一人親方等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されるので、詳細な内容は、年金事務所等にお問い合わせください。

Q 3. 適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いと同様か。

A. 加入と同様の扱いになります。

Q 4. 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか。それとも、個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A. 下請業者の社会保険等加入状況については、健康保険法・厚生年金法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があります。

Q 5. 発注者は、下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するか。

A. 施工体制台帳の健康保険等加入状況欄により確認します。

Q 6. 受注者（元請業者）は、下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するか。

A. 国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を踏まえ、必要に応じて保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めつつ、加入状況を確認してください。

【社会保険等加入状況の確認方法】

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の『その他の審査事項』欄により確認することができます。経営事項審査を受けていない場合や、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の社会保険等の加入有無欄が『無』となっている場合は、以下の書類で確認できます。

ア 健康保険及び厚生年金保険

「領収証書」

「社会保険料納入証明書」

「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」

「健康保険・厚生年金保険適用通知書」

「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）

など

イ 雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」

「雇用保険適用事業所設置届」（ハローワークの受付印のあるもの）

など

そのほか、インターネットから社会保険等の加入状況を確認することもできます。

ア 健康保険及び厚生年金保険

日本年金機構 厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム

(<https://www.nenkin.go.jp/jigyosho/kensaku/jigyoshokensaku.html>)

イ 雇用保険

厚生労働省 労働保険適用事業場検索

(https://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/)

Q 7. 社会保険等未加入対策の下請業者の範囲はどこまでか。

A. 対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者です。

建設業許可を有しない社会保険等未加入建設業者との一次下請契約は禁止していません。

Q 8. 発注者が施工体制台帳により社会保険等加入状況を確認し、未加入であることが判明した場合、どのように手続きを進めるのか。

A. 市から受注者に対して、期間（概ね30日以内）を定め、当該下請業者に社会保険等に加入するよう指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認できる書類を提出するよう通知します。

受注者は、市の指定した期間内に、当該下請業者に対して加入指導し、社会保険等に加入した事実を確認できる書類をご提出ください。

なお、期間内に当該下請業者との一次下請契約に基づく履行が全く行われていない状況で当該契約を解除した場合は、社会保険等に加入した事実を確認できる書類に替え、新たに施工体制台帳及び一次下請契約の解除合意書の写しを提出してください。

また、当該下請業者が適用除外に当たることが確認できた場合は、社会保険等に加入した事実を確認できる書類に替え、適用除外であることを確認した旨の報告書を提出してください。

指定期間内にいずれの書類も提出されなかった場合は、受注者に対し指名停止等の措置を行います。

Q 9. 建設工事請負契約約款第8条の2ただし書きに記載の「発注者の指定する期間内」とは、具体的にどの程度の期間か。また、「当該事実を確認することのできる書類」とは、具体的に何を指すのか。

A. 「発注者の指定する期間内」は、下請業者への社会保険加入指導及び下請業者の社会保

険等の加入手続きに必要な期間として、概ね３０日間を想定しています。

また、「当該手続きを確認することのできる書類」は、保険料の領収済通知書等を想定しています。

Q10. 罰則規定はあるのか。また、その内容はどのようなものか。

A. 市の指定した期間内に書類の提出がない場合には、受注者に対して以下の措置を行います。

ア 指名停止（佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領別表１第７号該当）

イ 工事成績評定点の減点（指名停止期間に応じた減点）

ウ 建設業許可行政庁への通報

Q11. 当初、社会保険等に「加入」として施工体制台帳等が提出されたが、その後において、下請業者が社会保険等未加入建設業者であったことが判明した場合、どうするのか。

A. 受注者が施工体制台帳作成時に一次下請業者の社会保険等の加入状況をどのように確認したのか調査を行います。その調査により、受注者が故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、施工体制台帳の虚偽記載に基づく処分の対象となる場合があります。